

広島県告示第千十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年十二月二日までの間、縦覧に供する。

令和三年十一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道上三永竹原線	竹原市仁賀町字荒神畷二六七六番一地从先から竹原市仁賀町字曾根二六〇四番地先まで	令和三年十一月十八日